

I. 反対尋問

1. 判例をどのような趣旨で引用しているのか。
2. 「結果を発生させるのに十分な行為」(実行行為)が認められることを理由に故意既遂犯ないし過失結果犯を成立させるべきだと主張するのか。
3. 択一的競合事例は、両方の毒が作用した重疊的因果関係事例と異なり、いずれの毒が作用したか分からない事例であるから、両事例をパラレルに考えられないのではないのか。
4. 競合する行為を一括して取り扱う根拠は何か。
5. 条件関係が認められるという結論ありきの考え方ではないのか。

II. 学説の検討

1. まず、C説(結果回避可能性説)について、条件関係とはまず行為と結果との間の事実的な結合関係を明らかにするものであるところ、この段階で結果回避可能性の有無を考慮して条件関係を規範的に限定することには基本的な疑問があると言わざるを得ない¹。

したがって、弁護側もC説を採用しない。

2. (1) 検察側は「結果を発生させるのに十分な行為」、すなわち、実行行為が認められることを理由に故意既遂犯ないし過失結果犯を成立させるべきだと事実上主張するが、因果関係という構成要件要素の充足なしに実行行為のみで結果既遂犯ないし過失結果犯を認めてはならないことは罪刑法定主義(憲法31条)の要請からして当然である。そうであるにもかかわらず、刑法の法益保護機能を全うできないという理由のみで処罰可能と考えること(また、そのような発想を持って理論に修正を加えること)は、現行刑法が採用しえない絶対的応報刑論の思想であり、犯罪の一般予防を趣旨とする罪刑法定主義の要請(あるいは、刑法の自由保障機能)を看過してしまうことになり、到底容認できるものではない。

このような内実を踏まえれば、形式的に罪刑法定主義に違反しないために文字通りとってつけられた「修正」は、罪刑法定主義の理念を没却し、実質的に違憲の解釈であるといえる。

(2) それ以前に、このような修正によると、どちらの行為が死因となったか特定できない場合において因果関係を認めることになるが、被告人が関与していないことにまで条件関係を認めてしまう可能性があり、刑法の人権保障機能を著しく害しかねないと考えられる。

(3) さらに、検察側は重疊的因果関係事例との量刑の均衡を理由として、択一的競合事例についても処罰すべきだと主張する。

しかしながら、検察側の念頭におかれている択一的競合事例は「致死量の毒が両方ともに作用した場合」であって、真に択一的競合として議論されるべきは本問のような「どちらの致死量の毒が作用したのかということすら分からない場合(どちらか一方の毒だけが作用した可能性がある場合)」である。

そうすると、結局のところ、検察側の主張は重疊的因果関係についての理屈であっ

¹ 西田典之『刑法総論〔第2版〕』(弘文堂, 2010年)98頁。

て、択一的競合事例に対しては全くの的外れである(条件関係を仮定的消去法公式ではなく合法則的条件公式として捉えなおしてみれば問題点がより鮮明なものとなる)。 (4) また、検察側は競合する行為を別々に評価するのは妥当でないとするが、共謀共同正犯(60条)や同時傷害の特例(207条)など、条文に特別の規定がある例外的な場合であればともかく、特別の規定が全くない場合に因果関係を積極的に肯定することはおよそ不可能というべきである(そのような規定を反対解釈すれば条件公式の修正が認められないことが直ちに確認できる)し、その主張の実質的根拠も一切不明である(共犯関係にない場合にまで取り去っていいとする理由は「結果が不当だからだ」という理由以外の何者でもなく、この修正は便宜的にすぎるのではないか²⁾。

このように、形式的にも実質的にも、競合する行為を一括して取り除く合理的根拠は存在しないといえる。

(5) したがって、現行刑法に最も整合する B 説(条件関係修正否定説)が妥当であり、応報感情から法文の規定を無視して条件公式の修正を行う A 説(条件関係修正説)は現行刑法の採用するところではない。このように解したとしても、「疑わしきは被告人の利益に」という無罪推定の原則(憲法 13 条後段)がある以上、条件関係が立証できない限り罰しないとする結論は全く不当ではないし、行政処分や民事責任の追及で足りるとも考えられる。

したがって、弁護側は B 説(条件関係修正否定説)を採用する。

III. 本問の検討

第 1 X の罪責

1. 看護師 X は、誤って致死量の劇薬を支給している。この行為に業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立するかを検討する。

2. (1) 業務上過失致死罪が成立するためには、①死亡結果、②因果関係、③「業務上必要な注意」を怠ったこと(業務上の過失行為)が必要である。

(2) まず入院患者 A は劇薬により死亡しているため、死亡結果が認められる(①)。

(3) それでは、因果関係(②)が認められるか。弁護側は B 説(条件関係修正否定説)を採用するところ、当該具体的な行為がなかったならば、当該具体的結果が発生しなかったであろうといえる場合に、法的因果関係の基礎となる条件関係が認められる。

これを本件について検討すると、X が A に本件劇薬を支給しなかったとしても、Y が A に劇薬を支給していた。そして、Y の劇薬のみが作用した可能性がある以上は、X の行為にかかわらず、A の死亡という具体的結果がいずれにせよ発生していたと考える余地がある。

よって、X の行為について、A の死亡結果との間に条件関係があるとは認められず、ゆえに因果関係も認められない(②)。

3. したがって、X の行為に業務上過失致死罪は成立しない。

第 2 Y の罪責

X の場合と同様の理由で、Y の行為に業務上過失致死罪は成立しない。

IV. 結論

X, Y の行為に何らの犯罪は成立しない。

以上

²⁾ 西田・前掲 96 頁。